② 平成８年４月１日以降に、発注者から直接請負った者（以下「元請け」という。）として完成・引き渡しが完了した、下記の要件を全て満たすＰＣ橋上部工工事の施工実績を有すること（共同企業体の構成員としての実績は出資比率が20％以上の場合のものに限る。）。なお、当該施工実績が国土交通省が発注した工事のうち入札説明書に示すものに係る実績である場合にあっては、工事成績評定点が入札説明書に示す点数未満のものを除く（詳細は入札説明書参照。）。

ⓐ 道路橋（Ａ活荷重又はＴＬ－20以上）又は鉄道橋（モノレール及び新交通は除く。）であること。

ⓑ 橋梁形式がラーメンまたはアーチ形式のＰＣ橋であること。

ⓒ 最大支間長80m以上であること。

ⓓ 架設工法が、固定支保工以外の架設工法であること。

ⓔ 当該施工実績が適切なものであること。

適切なものとは、過失による粗雑工事に起因した指名停止、契約違反に起因した指名停止を受けていないなど、不正又は不誠実な行為がなされたものでないこと。

ただし、ⓐからⓔは同一の橋梁で施工した実績であること。

③ 次に掲げる基準を満たす主任技術者又は監理技術者を当該工事に専任で配置できること。ただし、本工事において、現場施工に着手するまでの期間及び工事完成後、検査が終了し事務手続、後片付け等のみが残っている期間については、必ずしも主任技術者又は監理技術者の専任は要しない。

㋐ １級土木施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。

㋑ 平成８年４月１日以降に、元請けとして完成・引渡しが完了した、ＰＣ橋上部工工事で、上記②の要件を全て満たす施工経験を有すること（共同企業体の構成員としての実績は出資比率が20％以上のものに限る。）なお、当該施工実績が国土交通省が発注した工事のうち入札説明書に示すものに係る実績である場合にあっては、工事成績評定点が入札説明書に示す点数未満のものを除く（詳細は入札説明書参照。）。

④ 監理技術者にあっては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者であること。

⑶ 出資比率要件　全ての構成員が、均等割の10分の６以上の出資比率であるものとする。

⑷ 代表者要件　特定建設工事共同企業体の代表者は、構成員の中で最大の施工能力を有する者であって、その出資比率が構成員中最大であるものとする。

⑸ 特定建設工事共同企業体の協定　特定建設工事共同企業体の協定書は、「建設工事共同企業体の事務取扱いについて」（昭和53年11月１日付け建設省計振発第69号）の別添「建設工事共同企業体の事務取扱いについて（回答）」（昭和53年11月１日付け建設省茨計振第771号）の別紙に示された「特定建設工事共同企業体協定書㊞」によるものとする。「特定建設工事共同企業体協定書㊞」の様式は上記５⑴へアクセスして入手するものとする。

７ 一般競争参加資格の認定を受けていない者を構成員に含む特定建設工事共同企業体の取扱い

上記６⑴①の認定（同６⑴①の再認定を含む。以下同じ。）を受けていない者を構成員に含む特定建設工事共同企業体も同４及び同５により申請をすることができる。この場合において、特定建設工事共同企業体としての資格が認定されるためには、同６⑴①の認定を受けていない構成員が同６⑴①の認定を受けることが必要である。また、この場合において、当該工事に係る開札の時までに特定建設工事共同企業体としての資格の審査が終了せず、競争に参加できないことがある。なお、この場合において同６⑴①の認定を受けていない構成員が当該工事に係る開札の時までに同６⑴①の認定又は同６⑴①の一般競争参加資格がないとの認定（同６⑴①の東北地方整備局長が別に定める手続における一般競争参加資格がないとの認定を含む。）を受けていないときは、特定建設工事共同企業体としての資格がないと認定する。

８ 資格審査結果の通知

「一般競争参加資格認定通知書」により通知する。

９ 資格の有効期間

特定建設工事共同企業体としての資格の認定の日から当該工事の完成する日までとする。ただし、当該工事に係る契約の相手方以外の者にあっては、当該工事に係る契約が締結される日までとする。

10 その他

⑴ 特定建設工事共同企業体の名称は、「国道45号　吉浜道路上部工工事特定建設工事共同企業体」とする。

⑵ 当該工事に係る競争に参加するためには、開札の時において、特定建設工事共同企業体としての資格の認定を受け、かつ、当該工事の「入札公告（建設工事）」に示すところにより競争参加資格の確認を受けていなければならない。

競争参加者の資格に関する公示

仙台第１地方合同庁舎増築棟⑾電気設備工事に係る特定建設工事共同企業体としての競争参加者の資格（以下「特定建設工事共同企業体としての資格」という。）を得ようとする者の申請方法等について、次のとおり公示します。

平成 23 年 12 月 22 日

東北地方整備局長　徳山日出男

◎調達機関番号　020　◎所在地番号　04

１ 工事名　仙台第１地方合同庁舎増築棟⑾電気設備工事

２ 工事場所　宮城県仙台市青葉区本町３－３－１

３ 建物概要

１）庁舎（増築棟）

構造・階数　鉄骨造（一部鉄骨鉄筋コンクリート造）、地上16階・地下２階・塔屋２階、延べ面積35,760㎡

２）庁舎（既存棟）

構造・階数　鉄骨鉄筋コンクリート造、地上９階・地下２階、延べ面積27,736㎡

４ 工事内容

上記３の建物における電気設備工事を施工するものである。

１）庁舎（増築棟）

工事種目　電灯設備、動力設備、雷保護設備、受変電設備、電力貯蔵設備、発電設備、構内情報通信網設備、構内交換設備、情報表示設備、映像・音響設備、拡声設備、誘導支援設備、テレビ共同受信設備、監視カメラ設備、防犯・入退室管理設備、駐車場管制設備、自動火災報知設備、中央監視制御設備　新設一式

２）庁舎（既存棟）

工事種目　電灯設備、動力設備、受変電設備、構内交換設備、自動火災報知設備　改設一式

３）屋外

工事種目　構内配電線路、構内通信線路　改設一式

５ 工期　契約締結の翌日から平成27年３月13日まで

６ 申請の時期

平成23年12月22日から平成24年１月16日まで（土曜日、日曜日、休日及び年末年始（12月29日～１月３日）を除く。）。なお、平成24年１月17日以降当該工事に係る開札の時まで（土曜日、日曜日及び休日を除く。）においても、随時、申請を受け付けるが、当該開札の時までに審査が終了せず、競争に参加できないことがある。

７ 申請の方法

⑴ 申請書の入手方法　「競争参加資格審査申請書（特定建設工事）」（以下「申請書」という。）は、東北地方整備局ホームページ（http://www.thr.mlit.go.jp）へアクセスして入手するものとする。

⑵ 申請書の提出方法　申請者は、申請書に次に掲げる書類を添付し、〒980―8602 宮城県仙台市青葉区二日町９番15号　国土交通省東北地方整備局総務部契約課工事契約調整係　電話022―225―2171に、持参により提出すること。

① 特定建設工事共同企業体協定書㊞（下記８⑸の条件を満たすものに限る。）の写し。

② 下記８⑵の要件を満たすことを判断できる工事の施工実績を記載した書類（申請書とともに交付する様式により作成したものに限る。ただし、当該様式は、当該工事の「入札公告（建設工事）」（平成23年12月22日付け支出負担行為担当官東北地方整備局長）に示すところにより交付する入札説明書の別記様式２、３と同一であるので、それらを使用して作成しても差し支えない。）。

⑶ 申請書類等の作成に用いる言語　申請書及び添付書類は、日本語で作成すること。

８ 特定建設工事共同企業体としての資格及びその審査

「競争参加者の資格に関する公示」（平成22年10月１日付け国土交通省大臣官房地方課長、国土交通省大臣官房官庁営繕部管理課長。以下「平成22年10月１日付け公示」という。）５建設工事